

はじめに

私は琉球の愛国者であるが、国粹主義者ではない。琉球は現在、国家なきネイションである。ネイションとは、歴史上の領域、神話と歴史的記憶、大衆的・公的な文化、経済・法的権利・義務を共有する、特定の名前のある人間集団であり、社会的空間、歴史的領域、精神的地理をもつとされる¹⁾。琉球の制度としての国は日本に滅亡させられたが、ネイションとしての国はまだ存在している。

国粹主義者は自分の国が他の国より優れていると思っているが、愛国者は自分の国は他の国とちがうと考えているだけである。愛国者は他の国民も自分たちの国の主人となる権利があることや、国家を持つことを認め、他国を占領しようとはしない²⁾。

国にはそれぞれ独自の歴史、文化、自然があり、人口数、経済力、軍事力に関係なく対等であり、一人一人の国民は自己決定権をもっている。もしも明治時代の日本政府のリーダーたちが国粹主義者でなく、愛国者であったなら、琉球を侵略することはなかったであろう。

この本は、琉球人以外の日本人、自分を日本人と思っている琉球人、そして他の民族の方にも読んでほしい。日本の愛国者は、琉球と日本やアメリカとの関係性、琉球という別の国(ネイション)の存在、独立の意味を考えながら、また「日本は本当に独立しているのか」を自問しながら読んでほしい。

琉球はかつて独立国であったが、日本政府は軍隊を用いて琉球国を併合し、国王を東京に拉致した。琉球人を差別し、太平洋戦争で琉球を捨て石にした。戦後の米軍統治、1972年の「復帰」も住民投票という正式な手続きを経て実現したものではない。今も基地の押し付け、国主導の開発、日本企業による搾取等があり、琉球は日本の植民地である。

なぜ琉球は独立しなければならないのか。2010年、鳩山由紀夫は、総理大臣として初めて在沖米軍基地の県外移設を約束したが、結局は琉球人の生命や生

活よりも、日本を守ってくれるという日米同盟の方を選んだ。普天間基地を巡る混乱で明らかになったのは、他の都道府県の知事や大半の日本国民は基地を受け入れず、琉球人を犠牲にして「日本国の平和と繁栄」を享受し続けようとしていることであった。琉球が日本国に属しては、未来永劫、日米の捨て石として利用され、基地を島からなくすことはできない。

1960年に国連で採択された「植民地独立付与宣言」の1～4項目には次のような記述がある。「一 外国による人民の征服、支配及び搾取は、基本的人權を否認し、国際連合憲章に違反し、世界の平和と協力の促進に障害となっている。二 すべての人民は自決の権利を有する。この権利に基づき、すべての人民は、その政治的地位を自由に決定し、並びにその経済的、社会的及び文化的発展を自由に追求する。三 政治的、経済的、社会的又は教育的準備が不十分なことをもって、独立を遅延する口実としてはならない。四 従属下の人民が完全な独立を達成する権利を、平和にかつ自由に行使しうるようにするために、かれらに向けられたすべての武力活動又はあらゆる種類の抑圧手段を停止し、かつかれらの国土の保全を尊重する」³¹

世界の多くの国々はこの宣言を根拠にしてこれまで独立を実現してきた。日米の植民地である琉球の人民も、独立する権利（自己決定権）を国際法で保障されている。

人民（民族）の自己決定権は、領土保全を求める国民国家の立場と対立するとの反論がある。日本政府は「復帰」前に琉球を「日本固有の領土」とし、「本土返還」を求めた。しかし琉球はかつて別の国家であり、日本国「固有の領土」ではなく、日本政府は領土保全を理由にして琉球人の自己決定権を否定できない。アメリカの住民はイギリスから独立する際、「代表なくして課税なし」と叫び、イギリスからの独立運動を展開した。琉球人は日本国民として納税の義務を負っている。しかし、国会には琉球から少数数の代表しか派遣できず、数の暴力により米軍基地の固定化が進められてきた。琉球に対する国家ぐるみの差別から脱することが日本国の中ではできないのである。

人口が数万、数十万という琉球よりも人口が少ない太平洋諸島はなぜ独立の道を選んだのだろうか。それは島の土地、言葉、文化、自然などを島外の大資

本や大国の支配から守るためであった。太平洋島嶼国は、外資・外国人による土地所有の禁止、自国民優先の雇用、保護主義的経済政策などを憲法や法制度で定めている。また外交権を行使することで、多くの国々と外交関係を結び、政治経済的、文化的ネットワークを築くことが可能になった。世界とつながり、土地や文化、自らの島で主体的に生きる権利を守るため、つまり自衛の手段として独立したのである。

琉球独立後、日本国には米軍基地を引き取ってもらいたい。アジアの緊張を高める米軍基地は琉球の抑止力にはならない。米軍は琉球人に対して事件・事故という形で常に暴力をふるい、有事の際には琉球は攻撃の対象となる。琉球は外交権を行使し、周辺諸国と「非武装・中立化協定」を調印する。北欧のオーランド諸島のように、「軍事的要衝」であった琉球が非武装・中立の国になることで、周辺諸国との勢力均衡が保たれる。米軍基地が拡大した日本国では憲法「9条」の形骸化がさらに進むだろう。琉球国は「9条」を日本国から引き取り、自らの憲法に「9条」を明記する。琉球は国として日本国から分かれることで「戦争の島」から「平和な島」へと生まれ変わる。

日本国と琉球とはこれまで、支配と抵抗、差別と怒りという不幸な関係にあった。両者は対等な関係になることで、かえって隣国として友好関係を築くことができるのではないか。分離独立して世界から孤立するのではなく、国連やアジア太平洋の国際機構に加盟し、さまざまな市民社会のネットワークに参加し、琉球人の自立と自存、自らの意思で生きる権利を実現させ、世界の国や地域とより深い関係をむすぶためには、琉球独立という具体的な選択肢が有効である。

本書では、「日本本土」ではなく「日本」という言葉を使う。「本土」という言葉は、「琉球が日本の一部であり、日本が中心で琉球は周辺」であるという認識を潜在的に人の頭に刻み込む。しかし、長期の歴史からみて琉球が日本の一部であり、周辺であったとは言えない。琉球国として約600年、独立しており、現在も自分が日本国民であることに違和感を覚える人、自分を日本人ではなくウチナーンチュ（沖縄人、琉球人）と自覚する人が多くいるからである。「本土」という言葉を使わないことによって、日本に期待しない、日本をモデ

ルにしない、日本から投下されるカネに依存しないという琉球人の意思を示したとも考えている。

また本書では「沖縄県」「沖縄開発庁」「内閣府沖縄担当部局」などの固有名詞や引用文中の言葉を除き、「沖縄」ではなく、「琉球」という言葉を使う。その範囲は現在の沖縄県の島々とする。琉球文化圏という言葉もあるように、奄美諸島とは琉球王国時代に共通の歴史をもち、文化、気候、風土、動植物等において共通点を多くもっている。しかし、1609年の島津藩による琉球侵略以後、奄美諸島は島津藩の直轄領となり、王府の政治経済的影響力がほとんど及ばない地域となった。その後、鹿児島県の行政区域となり、戦後、激しい「復帰」運動を経て鹿児島県の一部となった。また奄美諸島には琉球王国により武力で王国内に編入された歴史がある。奄美諸島では「沖縄・奄美」ではなく「琉球・奄美」という表現をよく耳にする。それは統治国としての琉球と、植民地としての奄美諸島という関係を奄美諸島の人々が意識しているからであるといえよう。

私は、琉球独立、「沖縄単独道州制」に関するシンポジウムにおいて、「奄美諸島は含まないで」という奄美諸島出身者の声を直接聞いた経験がある。さらに琉球では独立論者、独立党、独立に関する書籍、シンポジウム等が数多く存在するのに対して、奄美諸島では新元博文の主張を除いて独立論が多くないという状況もある。以上の理由から「琉球」に奄美諸島を基本的に含まない形で論述しようと思った。琉球弧の島々は本来、歴史的、文化的、生態的に一体的であると考えますが、日本によって分断されてしまった。本書において「琉球」が奄美諸島を含まないのは、日本による琉球分断の事実を象徴的に示しているといえる。

「沖縄」とは沖縄島の島名に由来する言葉である。例えば、石垣島の人々が沖縄島に行くとき、「沖縄に行く」という。沖縄島中心にならず、宮古・八重山諸島、沖縄島の近隣にある島々をも対等な島であるという気持ちを込めて「琉球」という言葉を使う。

石垣島人の独立論者である大浜孫良は「琉球」について次のように述べている。「私たちは、沖縄の独立とよく言うが、本当は琉球の独立と言うべきであ

る。琉球というのは中国をはじめ東南アジアの国々からは『信用のおける人たちが住む国』として尊敬され、好まれていた。琉球人はどんなことがあっても自分の仲間を奴隷として売ることをしなかった。そのことは琉球の信用を高め、交易にも有利に働いた。その琉球という言葉はステータスの高い言葉であり、宝物である⁴⁾」

琉球がかつて独立国であり、アジア諸国と交易し、さまざまなアジア文化を吸収し、琉球人がアジアの人々から信頼されていた歴史が「琉球」という言葉に刻印されている。今後、琉球がアジアとより深く交流し、脱植民地化のための支援を受け、文化的、経済的な相互発展を実現する際に琉球王国時代の歴史と文化の記憶が大きな役割を果たすであろう。

「琉球」と「沖縄」に関して次のケースを紹介したい。ある琉球人事業者が琉球の歴史、自然、文化をデジタル化する事業を請け負ったとき、最初の構想段階では、「琉球デジタルアーカイブ」と「琉球」を使っていた。しかし、同事業に国と県からの資金が投下されることを考えて、最終的には「沖縄デジタルアーカイブ」という事業名称に変えたという⁵⁾。日本政府から資金が投下されたことで、琉球人が暗黙の制約によって縛られ、「琉球」から「沖縄」への名称変更になった。「沖縄」という言葉には、「沖縄が日本の一部であり、補助金を受ける地方自治体」であるという意味内容が潜在的に含まれている。日本からの補助金にはこのような琉球人の同化を促す作用があるといえる。

1879年の琉球併合後、1972年の「復帰」で誕生したのは沖縄県である。「沖縄」は日本国の一地方を指し示す言葉として日本政府によって名付けられ、使われてきた。「沖縄」が琉球を公的に指す名称として使用されたのは、日本統治時代である1879年～1945年、1972年～現在の約100年程度でしかなく、三山時代から始まる琉球国600年以上の歴史の一部である。琉球人は独自の歴史、文化をもち、日米の植民地支配を受けてきたネイション（民族）である。ネイションとしての琉球を明示するために「琉球」という言葉を使いたい。

本書は琉球独立論の系譜の一つに属するが、これまでの独立論と何が違うのだろうか。琉球の独立論について新崎盛暉は次のように述べている。「(独立論は) ヤマトウ国家と沖縄社会の対立図式を作り出してきた反権力指向を拡散す

るカタルシスの役割を果たしているのではないか。僕が言いたかったことは、意識の面だけで独立が語られていて、生活構造はますます日本という国家に依存するような状況になっている。そういう生活構造の上での依存関係をどう断ち切るかこそ、現時点での最大の課題ではないかということです⁶⁾ また屋嘉比取も次のように語っている。「居酒屋で独立論議をすることが悪いとは言っていない。要するに、非日常的な部分ではそういうことを言っていて、日常の生活では、政府に首まで押さえられているのではないか。そこどう対決するんだと⁷⁾」

新崎に対し新川明は次のように反論した。「沖縄の運動の特質を極論すると、攻撃に対応して後追いの運動を構築する対処療法的なものに終始してきた、と言えるが、それは何故か。沖縄の反体制的な運動が、復帰運動以来、日本国憲法を唯一の拠りどころとして考えているものだから、その限界を乗り越えきれないという考え方なんです。そこに、将来構想への明確な理念がないからです⁸⁾」

新崎はこれまで反基地・反開発・反日の丸運動等、日米両政府による琉球支配に対する住民運動のリーダーとして活動してきた。新崎にとって、これまでの琉球独立論は文化や思想の面だけで論じられ、権力に対峙する具体的な対抗力をもちえなかったといえよう。琉球人の生活や日常において日本への依存がますます深まっていく状況に対して、独立論がどのように答えるのかという問題提起でもある。新川が指摘するように、琉球に対する日米の攻撃に後追的に抵抗するだけにとどまり、現在も琉球の植民地主義を克服できない最大の理由は、琉球の運動体が、その抵抗の対象である日本国の基本法である日本国憲法を基盤にするという自己矛盾の中で運動を展開しているからであるといえよう。

本書の独立論では、太平洋諸島、アジア諸国、スコットランドをはじめとする欧州地域等の世界における植民地化、脱植民地化の過程を検討し、国際法に基づく琉球人の自己決定権行使の可能性を考え、琉球がネーションであることを論証し、これまでの琉球自治論の限界を指摘したうえで、独立後の構想を提示した。本書の特徴は、独立論を文化、思想だけでなく、他の植民地や非同盟

諸国との比較を通じて政治経済的にも琉球における独立の可能性を検討し、また国際法や国連を通じた脱植民地化・独立に向けた活動や脱植民地化のための具体例について論じ、日本国憲法そして日本に期待しない、依存しないための自治・自立・独立の系譜を再検討したうえで新たな琉球の将来像を提案したことにある。

これまでの琉球における反基地運動、反開発運動等を日米からの攻撃に対する対処療法に終わらせないで、現在の植民地状況から脱するための具体的で世界とつながる議論にしたいと考えている。琉球が日本国憲法の体制下におかれて40年になるが、広大な基地が琉球に押し付けられ、琉球では同憲法の中心に据えられている平和主義が実現されないままになっている。琉球を植民地支配する日本の基本法である憲法の枠組み、つまり日本という枠組みの中で反基地運動をしても限界があるのではないか。琉球は日本とは異なるネーションであり、自らの憲法を制定しない限り、今の植民地主義の矛盾を乗り越えることはできないであろう。

私は琉球と同じ軍事植民地のグアムで2年間、そしてパラオ共和国で1年間、働き生活した経験がある。植民地と独立国の生活、政治経済、人民の権利等をつぶさに見ることができた。パラオ共和国の人口は約2万人でしかない。つまり琉球の人口の約70分の1である島が共和国として独立したのである。憲法を作り、議会・政府・裁判所の政治体制を形成し、現在、大きな混乱や問題もなくパラオ人は生活を営んでいる。

国連加盟国193カ国の半数以上は、元々植民地であり、独立して国連加盟を果たした。人類が脱植民地化を逃げる1つの具体的な方法である独立が、琉球だけ例外で使えないという道理はない。琉球も地球の上に存在しており、琉球人は国際法上の人民であり、自己決定権を行使できるのである。

今年には琉球が「日本復帰」して40年目になる。「日本復帰」という言葉は再考を要する。復帰とは「もとの地位・状態に帰ること」を意味する。琉球の戦前の地位は「沖縄県」であったが、琉球の「もとの地位・状態」をさらに遡ると「琉球国」となる。本来なら国連の監視下で、新たな独立国、自由連合国、対等な地位での日本への統合（琉球人が求めていた米軍基地撤廃を条件とする統

合)、特別な自治権をもった地域の樹立等の選択肢の中から将来の琉球の政治的地位を選ぶ住民投票を行うべきであった。日米両政府は琉球人の当然の権利を隠蔽し、基地付き「復帰」を強引に推し進めたのである。

「日本復帰」後、琉球を全面的に同化しようとする政治経済、文化体制が敷かれた。格差是正とは日本と同一の基準を琉球に当てはめることである。「復帰」後の開発・統治体制が今後も続くなら、琉球は日米の軍事植民地として固定化され、琉球人はいつまでも侮辱と差別の生活を強いられるであろう。琉球人が自分の生まれ島である琉球で人間として平和に生活することができる選択肢の1つとして独立という道があり、琉球人もその道を堂々と歩む権利があることを本書において、具体的に客観的に示したい。

- 1) アントニー・スミス、高柳先男訳『ナショナリズムの生命力』晶文社、1998年、40～42ページ。
- 2) レジス・ドブレ、藤田真利子訳『娘と話す国家のしくみってなに?』現代企画室、2002年、84～85ページ。
- 3) 松井芳郎編集代表『ベーシック条約集2010』東信堂、2010年、135～136ページ。
- 4) 比嘉康文『「沖縄独立」の系譜—琉球国を夢見た6人』琉球新報社、2004年、53ページ。
- 5) 島袋純編『沖縄の自治の新たな構想—研究論文・研究録・構想案』沖縄自治研究会、2005年、324ページ。
- 6) 「検証・独立論《座談会》」『けーし風』第17号、1997年、20ページ。
- 7) 同上誌、23ページ。
- 8) 同上誌、25～26ページ。